

学びあい育ちあい推進審議会 令和3年1月定例会要点録（オンライン開催）

令和3年1月21日（木曜）

出席委員	学校教育の関係者		
	委員	野々村	剛
	委員	山川	毅
	社会教育の関係者		
	委員	青木	ひとみ
	委員	布施	栄子
	家庭教育関係代表		
	委員	鵜澤	千秋
	委員	細田	雅美
	学識経験者		
	委員	炭谷	晃男
	委員	梅澤	佳子
	公民館利用者代表		
	委員	野口	享子
	委員	中川	雄介
	公募市民		
	委員	安藤	慎次
	文化財保護審議会代表		
	委員	小林	満起子
	図書館協議会代表		
	委員	玉木	康平

欠席委員 鯨井委員

出席職員	教育部長	鈴木	恭智
	教育企画担当課長	室井	裕之
	文化財担当課長	藤田	純
	永山公民館長	北方	静史
	関戸公民館長	安達	仁
	図書館長	横倉	妙子

（開会時刻：14時30分）

議事録署名委員：山川委員

議事次第・配布資料

〔報告事項〕

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について 【資料 1】
- 2 「これからの学校・家庭・地域の連携に向けて」動画配信及び上映会の実施報告について 【資料 2】
- 3 公民館事業進捗状況について 【資料 3】
- 4 公民館施設使用状況について 【資料 4】
- 5 多摩市立図書館の新たなサービスの開始について 【資料 5】

〔協議事項〕

- 1 学びあい育ちあい推進審議会の提言「社会教育施設のあり方について」 【資料 6】

会 長： 本日の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる会議となった。本日欠席の委員は、鯨井委員である。定足数に達しているため令和3年多摩市学びあい育ちあい推進審議会1月定例会を開始する。会議録署名委員は山川委員にお願いする。会議に入る前に傍聴人の定員についてお諮りする。傍聴人の定員は「多摩市学びあい育ちあい推進審議会会議規則」第7条2項により10人とされているが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、本日の1月定例会より当分の間、7条2項の規定により傍聴人の定員を規定の半分の5名に変更したいと思う。

これに異議はないか。

—全員意義なし—

会 長： 異議なしと認る。よって令和3年多摩市学びあい育ちあい推進審議会1月定例会より当分の間は、傍聴人の定員を5名と決定した。

教育企画担当課長： —（配布資料の確認）—

〔報告事項〕

- 1 **新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 1】
教育企画担当課長： 資料1に沿って説明をしたい。1月7日政府による新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出した。期間は1月8日から2月7日までで実施区域は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県となった。同日東京都では都内全域に緊急事態措置が出され、その主な内容としては不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した

不要不急の外出自粛という内容である。それらを踏まえて本市の基本方針として市民活動等が行われている公共施設は午後8時で閉館とすることとする。施設の利用方法としては合唱やカラオケ等飛沫感染の可能性の高い活動は、使用時間帯に関わらず、中止を要請する。飲食については不可とする。教育委員会の施設は市の基本方針に沿ってその対応をする。八ヶ岳少年自然の家は感染症対策を徹底し、開館を継続する。図書館については感染症対策を継続して、開館を継続する。ただし、各館のおはなし会は中止とする。学校開放については1月9日より全小中学校施設で新型コロナウイルス感染症拡大の減少傾向がみられるまで停止とする。文化財施設の旧多摩聖蹟記念館、旧富澤家、旧加藤家、旧有山家については感染対策を徹底し、開館を継続する。公民館については開館時間を午前9時から午後8時までとする。夜間の新規予約の受付は中止とする。カラオケ等飛沫感染の高い活動については自粛を要請する。ホールの観客収容人数は定員の50%以下とする。期間内の主催事業は原則禁止するなどである。また国の緊急事態宣言及び東京都の緊急事態措置を受け、午後8時以降の使用ができないことにより、使用料の還付、減額をすることとした。こうした対応は1月12日時点の対応であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、今後変更の可能性はある。

委員： 厳しい状況の中で社会教育活動が滞っている状況だが、ネット環境が今どのような状況にあり、今後どのように整備していくのかについて伺いたい。

関戸公民館長： 両公民館において、現在ネット環境を使った講座ができるハードが整えられていない。今後については市長会にネット環境の整備の申請をしているところである。この申請が通れば、今後リモートを利用した講座等を実施していきたい。

会長： 市の公共施設においてWi-Fi環境はどのような状況にあるか。

関戸公民館長： Wi-Fi環境については両公民館ともau、ドコモ、ソフトバンクのキャリアを持っている方は市民ロビーではWi-Fiが利用できる環境が整っている。ただしフリーWi-Fiの利用環境は整っていない。

2 「これからの学校・家庭・地域の連携に向けて」動画配信及び上映会の実施報告について【資料2】

教育企画担当課長： 多摩市教育委員会ではコミュニティ・スクールの導入、地域学校協働本部への移行を令和4年までの全校実施を目指して進めているところである。昨年度はコミュニティ・スクールを導入する学校のエリアを対象として地域説明会を開催した。今年度はコロナ禍において、動画の配信を行うこととした。10月30日からユーチューブにおいて動画の配信をし、1月6日時点で1,825回の視聴があった。また3回の上映会を実施し、8名の参加があった。動画を視聴した方から、質問・意見の募集を11月2日から11月30日まで行い、6件の意見をもらった。主な意見としてコミュニティ・スクールを導入することでどう変わるのか。地域学校協働活動も含めて具体的な話をしていただきたい。先生や住民の方の意識の改革が必要では。教育は学校と地域住民が協働して進めていきたいといった質問・意見があった。コミュニティ・スクールの導入にあたっては、教職員向けの研修や教育訪問におい

て地域住民や保護者への説明、教育委員会だよりやリーフレットの配布等を行うことで広く周知に努めていくところである。

委員： 4年ほど前から多摩第一小学校の3年生の授業として「地域自慢」を行っている。おやじの会や神社の人などの話を3年生が聞いてまわって発表するというものである。もうひとつ放課後子ども教室で私のサロンのおばあちゃんたちがトランプや折り紙など子どもたちと遊ぶ活動をしている。コミュニティ・スクールはそのような活動なのか。

教育企画担当課長： 子どもたちを育てることは学校だけでなく、保護者や地域の方など社会総がかりで進めていく必要がある。育てていきたい子ども像を共有し、それを学校運営に生かすといったことがコミュニティ・スクールの活動の内容となる。さらにコミュニティ・スクールで検討した内容を具体的に活動していく部隊のひとつが地域学校協働本部となる。

会長： 多摩市は地域学校協働本部を先行して実施してきたので、具体的な活動の多くは地域学校協働本部で行われている。学校運営協議会（コミュニティスクール）と地域学校協働本部は文部科学省として両方が学校を支える両輪と考えている。

3 公民館事業進捗状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 3】

4 公民館施設使用状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料 4】

永山公民館長： 資料3と資料4をご覧いただきたい。資料3項番5番「保育開放デー」、項番6番「子育てつどいの広場」は順調に進んでいるところである。項番15「時事・現代課題講座」の③「小さな命の写真展」については児童文学作家の今西乃子さんが動物の殺処分をテーマに行なっている講演会の内容をパネル等で展示し、命の大切さを伝えるというものであった。また多摩市で地域ネコを扱っているくらしと文化部が地域ネコの活動や現状についてパネルを使って紹介するコーナーも設けた。項番17「永山フェスティバル」であるが、今年度は開催できなかったが、動画を作成し、12月18日から公開したところである。項番20「TAMA シネマフォーラム」は11月21日から29日まで開催し、4,792人の参加があった。1月は緊急事態宣言もあり、コンサートや講演会が中止または延期となっている。資料4をご覧いただきたい。

永山公民館の施設使用状況である。11月の使用率は61.3%であり、12月の使用率は62.8%である。両月とも昨年度と比較して7%から8%ほど使用率が減少している。緊急事態宣言の発出による、今後の使用率について見守っていきたい。

関戸公民館長： 資料3をご覧いただきたい。資料3の項番15「郷土史講座」は2回の連続講座である。講師として日本住宅公団のOBの方を呼び、多摩ニュータウン建設当時の写真を見ながらニュータウン開発のこぼれ話について話をしてもらった。項番22「マンスリーコンサート」は11月、12月に定員を半分にして、予約制で実施した。103人の定員のところ80人ほどの参加があった。項番23「What's Jazz」については、現在計画が進行中で、2月25日に向けて実行委員会が準備を

進めているところである。資料4の関戸公民館の使用状況であるが、永山公民館と同様に使用率は下がっているところである。1月になり、緊急事態宣言が発出され、永山公民館同様に使用率が下がっているところである。

5 多摩市立図書館の新たなサービスの開始について・・・・・・・・・・・・・・・・【資料5】

図書館長：資料5をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中で1月25日から図書館ホームページから利用できる3つの新たなサービスを開始する。1点目は「電子図書館サービス」である。パソコンやタブレット、スマートフォン等から多摩市立図書館の電子書籍の閲覧・貸出ができるサービスである。図書館ホームページから専用のホームページ「多摩市電子図書館」にアクセスすることで図書館に来館しなくても、絵本や小説、実用書など約3500タイトルを利用することができる。利用できるのは図書館利用者カードを持ち、パスワードを登録している方で貸出は2点まで、貸出期間は14日間である。2点目は「館内混雑状況お知らせサービス」である。図書館ホームページのトップページから各図書館の混雑状況を「空き」、「やや混雑」などの表示により確認ができるものである。これにより密集場を避けて来館ができるようになる。3点目は「多摩市デジタルアーカイブ」である。デジタルアーカイブは、図書、出版物、博物品、歴史的資料等公共的な知的財産をデジタル化し、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組みである。約13mの絵巻物「調布玉川惣画図」や出土遺物の土器を高精細ビューアーや3Dビューアーを利用してデジタル画像でみるようになる。1月25日から公開の予定である。

委員：「多摩市電子図書館」だが図書館のすべての書籍がデジタル化しているのか。

図書館長：電子化されている書籍の中から図書館で選書して購入し、市民の方にみていただくという流れとなる。

委員：多摩市デジタルアーカイブは公益財団法人図書館振興団体「提案型助成事業」の助成を受けているという記述があるが、総額としてどれくらいの費用がかかっているのか。

図書館長：デジタルアーカイブは「提案型助成事業」の助成を受け、2年間で3000万円の助成を受けている。

委員：すべての予算の総額が6000万円ということか。

図書館長：そうではない。市として別に予算を持ち、助成金としては3000万円を補助してもらっている。

6 学びあい育ちあい推進審議会の提言「社会教育施設のあり方について」・・・・・・・・・・【資料5】

会長：資料6をご覧ください。1ページは平成30年3月の「多摩市学びあい育ちあい推進審議会提言書」と「第10期中央教育審議会生涯学習分科会」における社会

教育の施設を取り巻く状況と今後の方向性についてまとめたものである。2ページは社会教育施設ごとに具体的な事業展開の内容を記載するための表を添付した。それは平成30年3月の学びあい育ちあい推進審議会であげられた4つの方向性である。1つ目は「アウトリーチ活動の充実」、2つ目は「生活課題・地域課題の共有」、3つ目は「人材育成・交流促進」、4つ目は「社会教育行政のネットワーク化」である。この4つの項目について今後会議の中で検討を進め、提言テーマである「社会教育施設のあり方」についてまとめていきたい。さらに4つの方向性を考えるにあたり、中央教育審議会の論点を参考に考えていければと考える。まず第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理について事務局から説明をお願いする。

教育企画担当課長： 中央教育審議会の論点整理は昨年9月に公表されている。第9期の答申を踏まえ、社会の変化や課題を踏まえて、新しい時代の生涯学習や社会教育についてヒヤリングを行ったものである。第9期の中央教育審議会の答申と平成30年3月の学びあい育ちあい推進審議会の提言はほぼ同じ方向を向いていると考えている。新たな課題を踏まえた今回の中央教育審議会の論点は新しい時代の変化を踏まえてという意味で、学びあい育ちあい推進審議会でも討議しているコロナ禍でも止めない社会教育施設のあり方を考えるという方向性とほぼ同じと考える。中央教育審議会の論点における課題は誰一人取り残さない社会を目指すという意味で①「社会的包摂の実現」、②「人生100年時代」③「Society 5.0に向けて」、④「地域活性化の推進」⑤「子どもと若者の地域参画と多世代交流」となっている。その課題を解決するための方策の一つ目は「新しい時代の学び」で、オンラインによる取組と対面による取組を組み合わせることで、コロナ禍でも止めない学びによるつながりをつくることである。2番目は「命を守る」で、年齢、国籍等に関わらず、すべての人が防災の知識や情報にアクセスできるようにすること。3つ目は「学びを通じた地域づくり」で、地域課題やニーズを踏まえて様々な人・組織と連携・協働しながら学びの活動をコーディネートする人材の育成である。

会長： 前回の審議会提言では今後の社会教育施設のあり方についての方向性を提言したが、今回はその4つの方向性を具体的にどのように展開するかについて提言としてまとめていきたい。4つの方向性については他に項目が必要であれば追加をしていきたい。例えばギガスクールなど、児童・生徒に端末が1台ずつ与えられ、デジタル化が学校でも進んでいく。デジタル化についての方向性を追加するのもいいのではないか。また人生100年時代に向け、長寿化が進む中でその学びの在り方について検討するというのもいいのではないか。皆さんの意見を伺いたい。次回の会議では皆さんに意見を伺い、表を埋める作業を進めたいがいかがか。

委員： 平成30年3月の学びあい育ちあい推進審議会の社会教育を取り巻く状況の④に「集う喜び、学ぶ喜び、結ぶ喜び」とあるが、コロナ禍で集まることができない。私が主催するサロンでも平均年齢が75才以上であると皆さん怖がってかつては30人～40人集まっていたが、今は7、8人しか集まらない。約80人の参加者のうちパソコンを使える方が2～3人しかいないのを考えると実際には難しいな

- とを感じる。デジタル化が進む中で高齢者はどうしたらいいかという不安がある。
- 委員：ひとつお願いがある。表を埋める作業をする時に真っ白な状態で埋めるのではなく、公民館や図書館の各部署が具体的方向性についていくつか記入してもらい、たたき台を作成し、それを参考にして委員で表を作成していくのはどうか。
- 会長：各部署で表を埋める作業を先にすると委員の皆さんの意見がそれにひっぱられてしまうので今回は空白の状態 皆さんにお示した。ただ、安藤委員のように空欄では記入しにくいという意見もあるので、次回の会議には各部署で考えている具体的方向性について各マスをもとづつ埋めたものを皆さんに提示し、それを参考に皆さんに考えいただくということでどうか。
- 委員：これまで大学では若い学生が中心であったが、コロナ禍の中で違う世代の大学の利用が増えている。たしかに今「集う、学ぶ、結ぶ」という活動はできないが、これからの社会教育を考えるうえで、「集う、学ぶ、結ぶ」という活動は必要なものとなるだろう。また多摩市を知ってもらうにはいい機会なのかもしれない。
- 会長：2021年の提言として4つの項目の他にコロナ禍の中での新しい項目をつくれればと考える。人間と人間のコミュニケーションがあり、それを円滑に進めるためにデジタル化するという方向性があるのではないか。デジタルとアナログの融合の世界である。
- 委員：障がい者の団体としておもちゃ図書館においてその場になくても、ZOOMを使って歌を歌ったり、お芝居を読んだり小さい子たちは集まらずにできる活動をしている。青年教室ではふれあいを求めて来るケースが多く、デジタル化は難しい。期待半分、不安半分であり、今後どのような方針で進めていけるか教えてほしい。
- 会長：すべてのことがデジタル化で解決するわけではない。今のような時代だからこそ対面による活動のすばらしさが際立っている。
- 委員：高齢者でもスマホを使いこなしている方がいれば、まったくできない方もいる。私もそうだが、スマホ等は使いながら覚えていくものであると思う。若い人が関わることで、定期的に連絡を取るといった方法を取らないとなかなか難しい。金銭的な問題もあるし、ネット環境の問題もある。具体的な問題を解決するためには人的パワーと予算が必要であり、こうした問題を抜きに具体的な解決を求めることは無理がある。そういう意味ではできるところから進めていくことが重要である。
- 委員：高齢者の場合、スマホの使い方を若い方に教えてもらうのがいいと考えていた。ただ、高齢者の方は若い人は症状が出ていなくても新型コロナウイルスに感染している場合があるという意見がある。私の高齢者サロンでも月1回落語をやっていたが、若い人は困るという意見があり、3月まで中止となっている。新型コロナウイルスが終息するまでは若い人に教えてもらうのは難しいかと考えている。
- 会長：それではまとめにはいる。各担当部署で具体的な事業展開について表にそれぞれひとつ、ふたつ入力してもらい、それを参考にして委員の皆さんの意見を次回の会議でいただくということによろしいか。具体的な事業展開は4つの項目であるがもうひとつ項目があればと考えている。大きな時代の変革期に新型コロナウイルスが関わっているなど感じるころである。このような時期であるが、皆さんと一緒に審

議会の提言について考えていきたい。

- 委員：東京都公立図書館のレファレンス・サービスの状況をご覧いただきたい。多摩市のレファレンス受付件数は他の市町村と比べて多く、前は30年度のデータを紹介したが、今回は令和元年度のデータを追加し、皆さんに紹介をさせていただいた。
- 会長：次回は対面で行うことができれば、関戸公民館大会議室で行う予定である。コロナウイルス感染症が収まらない場合はオンラインでの会議となる場合もある。本日はどうもありがとうございました。

(2時間02分)

(閉会時刻16時32分)

会議規則第10条第4項によりここに署名する。

令和3年2月18日

会長

委員